

若者を狙った投資勧誘に注意！

最近、SNSを利用して誰とでも繋がることができ、オンラインでどこからでも勧誘ができてしまいます。

友人から紹介された「投資に詳しい人」が話してくれる、「**すごい話**」。

本当に信用できますか？

実は、**マルチ商法の勧誘**かも…。



もし勧誘を受けてしまったら？

即決しない！

その場の雰囲気流されて、勢いで契約しないようにしましょう。

契約内容をよく検討する！

周りの人に相談したり、契約相手についてインターネット等で調べたりして、よく検討しましょう。

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ!**

連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）は、
契約書面を受け取った日から **20日間以内**であれば、原則として、**無条件で契約解除**ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

クーリング・オフの方法

- ① ハガキなどの書面又は電子メールなどの電磁的記録による通知で行いましょう。
- ② **契約種別**（例：会員契約、商品購入契約等）、**契約情報**（会員契約は会員番号、会費額、契約日、勧誘者名など。商品購入契約は商品名、契約金額、契約日など。）及び**契約の解除・返金を求める旨**を書きます。**あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに**。
- ③ ハガキの場合、表・裏共にコピーを取り、郵便窓口で、**特定記録郵便**又は**簡易書留**などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- ④ 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎていたように見えても、契約を解除できる場合があります。
諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

ハガキの記載例

切手

××県×市×町×丁目×番×号

株式会社●●●● 御中

通知書

会員契約
会員番号 ○○○○○○○○
会費 ○○○○円
契約年月日 令和○年○月○日
勧誘者氏名 ○○ ○○

商品購入契約
商品名 ○○サプリメント
契約金額 ○○○○○○円
契約年月日 令和○年○月○日

上記のいずれの契約も解除しますので、支払った代金○○○○○○円を返金してください。

令和○年○月○日
○○県○市○町○丁目○番○号
氏名 ○○ ○○



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
『イヤヤン』

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

いやや!

消費者ホットライン ☎（局番なし）188

